

青森県報

第二千二百十三号

平成十五年
八月十五日
(金曜日)

目次

告示

家畜人工授精講習会の開催	(畜産課)	一
保安林の指定解除予定	(林政課)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(河川砂防課)	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	(同)	二
右 同	(同)	三
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定	(農村整備課)	三
県営土地改良事業計画変更の決定	(同)	四
公安委員会	(生活安全課)	四
型式の検定適合遊技機	(同)	五
風俗営業の営業時間の延長ができる日等	(同)	五

告示

青森県告示第五百二十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

示す。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成十五年九月八日から同年十月三日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大（上北郡七戸町）及び青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）

三 講習人員

三十人以内（ただし、豚については十人以内）

四 対象家畜

牛、豚

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成十五年八月二十二日までに所管の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所管の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第五百二十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

南津軽郡平賀町大字広船字広沢三八六の八一・字嘉瀬沢四七の一（以上二筆に
いて次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平賀町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備
え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

塚ノ上二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標
柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱二号と標柱三
号を結んだ線は町道上野線右側官民地境界線とし、標柱一号と標柱六号を結んだ線は
国道一〇四号右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡田子町	田子	上土橋道ノ	四五の三
二	"	"	"	四七の一
三	"	"	"	五三の一
四	"	"	"	五九

五	"	"	六〇
六	"	"	五七の二三

青森県告示第五百二十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、昭和五十六年三月十七日青森県告示第二百三十一号（急傾
斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定によ
り公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備
え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

二 虎渡急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱二十五号までを順次結んだ線
及び標柱一号と標柱二十五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱
二十四号と標柱二十五号を結んだ線は国道四号左側官民地境界線とし、標柱一号と
標柱二十五号を結んだ線は町道西山虎渡線左側官民地境界線とし、その他の各標柱
を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡名川町	虎渡	虎渡 上ノ山	四五の一
二	"	"	前平	一六
三	"	"	虎渡	一〇二の三
四	"	"	"	一〇二の一
五	"	"	"	一〇二の二
六	"	"	"	一〇二の二
七	"	"	"	一〇二の一
八	"	"	"	九九

九	前平	五〇の三
十	虎渡	五〇の三
十一	虎渡	九六の一
十二	虎渡	九四
十三	虎渡	九四
十四	虎渡	一〇七地先
十五	虎渡山	一八の一
十六	虎渡	一八の一
十七	虎渡	一四の一
十八	虎渡	一四の一
十九	虎渡	一四の一
二十	虎渡	一四の一
二十一	虎渡	一四の一
二十二	虎渡	一四の一
二十三	虎渡	六の一
二十四	虎渡	六の一
二十五	虎渡	三九の三地先

青森県告示第五百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、平成十四年三月二十五日青森県告示第五百二十六号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 明神川端一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱四号

と標柱五号を結んだ線は国道三三八号左側官民地境界線とし、標柱十号と標柱十一号を結んだ線は普通河川明神川右岸官民地境界線とし、標柱十二号と標柱十三号を結んだ線は国道三三八号左側官民地境界線とし、標柱十三号と標柱十四号を結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線は村道白糠赤岩神社線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡東通村	白糠	明神ノ上	六の一
二	"	"	"	六の一
三	"	"	"	五の三
四	"	"	"	六の一
五	"	"	"	六の一
六	"	"	"	六の一
七	"	"	"	七の二〇
八	"	"	"	国調筆界未定
九	"	"	"	国調筆界未定
十	"	"	"	国調筆界未定
十一	"	"	明神川端	五
十二	"	"	"	四の二二
十三	"	"	"	二の二
十四	"	"	明神ノ上	六の一

公 告

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、蓬田村土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八條第九項において準用する同法第八條第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成十五年八月十八日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、新郷地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年八月十八日から同年九月十二日まで

三 縦覧の場所

新郷村役場

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年八月十五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRシューパーハンターHN	サミー株式会社
"	CRシューパーハンターHT	"
"	CRシューパーハンターFN	"
"	CRシューパーハンターFT	"
"	CRシューパーびくびくJX	株式会社ダイドー
"	CRシューパーびくびくFX	"
"	CRシューパーびくびくRX	"
"	CRシューパーびくびくSX	"
"	CRシューパーびくびくMX	"
"	CRアラビアンドリームMAT	株式会社ニューギン
"	CRアラビアンドリームMA	"
回胴式遊技機	ウミンチュニ X 30	株式会社エイベックス

青森県公安委員会告示第四十八号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十五年八月十五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
三沢まつり	平成十五年八月二十三日から同月二十五日まで	三沢市
十和田市秋まつり	平成十五年九月十三日から同月十五日まで	十和田市

7	スーパーブラックジャック77	株式会社ネット
7	トコナツ 30	株式会社アスワン東京
7	ドンドンキング2	株式会社ダイドー
7	メガマックスR	山佐株式会社

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭